

## 平成12年度環境ホルモン調査結果の概要について

### 1 調査の目的

人などの内分泌作用を攪乱するおそれがある外因性内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）について、県内における環境中の濃度の実態把握及びデータの集積を目的として調査を実施しました。

### 2 調査機関

調査は福島県、福島市、郡山市、いわき市が行いました。

### 3 調査対象

調査は、大気、水質、底質、地下水、廃棄物処分場周辺の水質（放流水・処理水、周辺地下水）について行いました。

### 4 調査結果

#### （1）大気

工業地域、住居地域、郊外の6地点11物質の調査を実施しました。

フタル酸ジ-n-ブチル及びベンゾ(a)ピレンの2物質が検出されました。

#### （2）水質

河川、湖沼、海域の15地点70物質の調査を実施しました。

ポリ塩化ビフェニール類、ペンタクロロフェノール等7物質が検出されました。

#### （3）底質

河川、湖沼、海域の15地点23物質の調査を実施しました。

ペンタクロロフェノール、アルキルフェノール等8物質が検出されました。

#### （4）地下水

7地方振興局の14地点18物質の調査を実施しました。

アトラジン及びビスフェノールAの2物質が検出されました。

#### （5）水生生物

河川、海域の4地点23物質の調査を実施しました。

トリブチルスズ、トリフェニルスズ等5物質が検出されました。

#### （6）廃棄物最終処分場の周辺地下水及び放流水等

廃棄物最終処分場10施設20地点について、各18物質の調査を実施しました。

アルキルフェノール、ビスフェノールA等7物質が検出されました。

検出された値は、過去の国の調査結果の範囲内でした。

なお、検出された18物質の名称と主な用途は、別紙のとおりです。

No	SP EE D' 98 No	化学物質名	検出媒体						主な用途
			大気	水質	底質	地下水	水生生物	処分場	
1	3	ポリ塩化ビフェニール類							熱媒体、ノカーボン紙、電気製品
2	5	ペンタクロロフェノール							防腐剤、除草剤、殺菌剤
3	9	アトラジン							除草剤
4	10	アラクロール							除草剤
5	11	シマジン(CAT)							除草剤
6	12	ヘキサクロロシクロヘキサン							殺虫剤
7	33	トリブチルスズ							船底塗料、漁網の防腐剤
8	34	トリフェニルスズ							船底塗料、漁網の防腐剤
9	36	アルキルフェノール (ノニルフェノールなど)							界面活性剤の原料、分解生成物
10	37	ビスフェノールA							樹脂の原料
11	40	フタル酸ジ-n-ブチル							プラスチックの可塑剤
12	43	ベンゾ(a)ピレン							非意図的生成物
13	44	2,4-ジクロロフェノール							染料中間体
14	45	アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル							プラスチックの可塑剤
15	-	17 - エストラジオール							人畜由来ホルモン
16	-	カドミウム							顔料、電池、合金、メッキ
17	-	鉛							鉛管、蓄電池、電線被覆、はんだ
18	-	水銀							乾電池、蛍光灯、体温計、触媒

- エ 地下水  
調査した63地点(63検体)すべてで水質環境基準を下回っていました。
- オ 一般環境土壌  
調査した201地点(201検体)すべてで土壌環境基準を下回っていました。
- カ 発生源周辺土壌  
調査した149地点(149検体)すべてで土壌環境基準を下回っていました。
- キ 指標生物調査  
水生生物については、調査した5地点(6検体)すべてで国が実施した調査結果( )の範囲内でした(植物(3検体)については、分析中)。

「平成11年度公共用水域等のダイオキシン類調査結果」(環境省)

(2) 排出状況調査

- ア 煙道排ガス調査  
調査した21施設すべてで排出基準( )を下回っていました。  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の大気排出基準
- イ 産業廃棄物焼却炉等の放流水調査 【平成13年5月29日公表済み】  
調査した13工場・事業場の14ヶ所の排水口のうち、1つの工場で排出基準( )を超過しました。  
この工場に対しては、原因の究明及び施設の改善を指導しました。  
「ダイオキシン類対策特別措置法」の水質排出基準

(3) 最終処分場及び周辺環境調査

- ア 一般廃棄物最終処分場 【平成13年5月18日公表済み】
  - (ア) 浸出水  
調査した4処分場すべてで放流水の排水基準( )を下回っていました。  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準
  - (イ) 周縁地下水等  
調査した5処分場の6地点のうち、2地点(周縁地下水1地点と処分場真下の地下水1地点)で水質環境基準を超過しました。このほかの地点については、水質環境基準を下回っていました。  
周縁地下水等が水質環境基準を超過した2処分場については、設置者に対して再度調査を実施するよう指導しました。さらに、県では、継続的な監視と周辺環境への影響を確認するため、調査を実施する予定です。
  - (ウ) 周辺地域地下水  
調査した5地点すべてで水質環境基準を下回っていました。
- イ 産業廃棄物最終処分場 【平成13年5月18日公表済み】  
調査した14処分場のうち、1つの処分場が排水基準( )を超過していました。このほかの処分場については、排水基準を下回っていました。  
排水基準を超過した処分場については、原因の究明及び施設の改善を指導しました。  
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく維持管理基準

